

第120回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
当行本店3階大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

新型コロナウイルス感染症拡大防止について 株主さまへのお願い

新型コロナウイルス感染症への感染懸念が続いている状況を踏まえ、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げますとともに、可能な限り当日のご出席の自粛をご検討くださいますようお願い申し上げます。
株主の皆さまの安全と健康のため、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会の運営に変更が生ずる場合は当行ホームページ（<https://www.taikobank.jp/>）にて、お知らせいたします。

目次

第120回定時株主総会招集ご通知	1
〔添付書類〕	
第120期事業報告	7
計算書類	28
連結計算書類	31
監査報告	34
〔株主総会参考書類〕	
第1号議案 剰余金処分の件	41
第2号議案 定款一部変更の件	42
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	44
株主総会会場ご案内図	

(証券コード 8537)

2022年6月3日

株主各位

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6

株式会社 大光銀行

取締役頭取 石田幸雄

第120回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症への感染懸念が続いている状況を踏まえまして、株主さまの安全確保及び感染拡大防止のために、株主さまには書面またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げますとともに、可能な限り当日のご出席の自粛をご検討くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知3頁「当行定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止のためのお願い」をご覧くださいようお願い申し上げます。

議決権の事前行使にあたっては、本招集ご通知4頁「議決権行使等についてのご案内」のとおり書面またはインターネット等によって議決権をご行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年6月23日(木曜日)午後5時10分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日(金曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)

2. 場 所 新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
当行本店3階大会議室

3. 目的事項

報告事項

- 第120期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件
- 第120期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

以 上

「ご案内」

- ①当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。
また、紙資源の節約と環境負荷低減のため、本「招集ご通知」をご持参ください。
- ②重複行使の取扱い
議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしていただきます。
- ③議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。
- ④インターネットによる開示
計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」は法令及び当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ (<https://www.taikobank.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成する際に監査した計算書類及び連結計算書類には、この「個別注記表」及び「連結注記表」も含まれております。
- ⑤本招集ご通知の発出後に、株主総会参考書類及び事業報告、計算書類、連結計算書類の記載事項に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当行ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。(当行ホームページアドレス <https://www.taikobank.jp/>)
- ⑥当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきます。

以上

~~~~~  
◎インターネットに開示しました「個別注記表」「連結注記表」の郵送をご希望の株主さまは、本店代表(電話0258-36-4111)までお知らせください。  
また、当日受付にも備え置きますので、ご希望の株主さまはお申し出ください。

## 当行定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止のためのお願い

第120回定時株主総会の開催は、新型コロナウイルス感染症への感染懸念が続いている中での開催であり、株主さまの安全確保及び感染拡大防止のため、株主総会の運営について、下記のとおり対応させていただきたく、株主の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化により、株主総会の運営に変更が生じる場合には、インターネット上の当行ホームページ (<https://www.taikobank.jp/>) にてお知らせいたします。

### <株主の皆さまへのお願い>

- ・ 株主総会への議決権行使は、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げますとともに、可能な限り当日のご出席の自粛をご検討くださいますようお願い申し上げます。

※議決権行使等につきましては本招集ご通知4頁から6頁をご参照ください。

- ・ 特に、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

### <ご来場される株主さまへのお願い>

- ・ 株主総会会場について、株主さま同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できず、例年より大幅に座席数は減少いたしますので、あらかじめご了承ください。
- ・ ご来場にあたってはマスクの着用をお願いします。
- ・ 当日は、会場受付前に株主さまの体温を計測させていただきます。体調不良と見受けられる方には、ご入場をご遠慮いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### <会場での当行の対応>

- ・ 議長、役員のほか、受付・会場及び事務局の担当者はマスクを着用いたします。
- ・ 株主総会の議事を円滑に進行するため、例年よりも短時間で行う予定としておりますので、ご理解とご協力をお願いします。
- ・ 例年株主総会終了後に設けておりました株主さまとの懇談会は、今回中止させていただきます。
- ・ 当行の判断に基づき、株主総会会場において必要な措置を講じる場合があります。

以 上

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 1 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
また、第120回定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年6月24日（金）  
午前10時

## 2 郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当行に到着するようにご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否を表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

行使期限

2022年6月23日（木）  
午後5時10分までに到着

## 3 インターネットで議決権を行使される場合

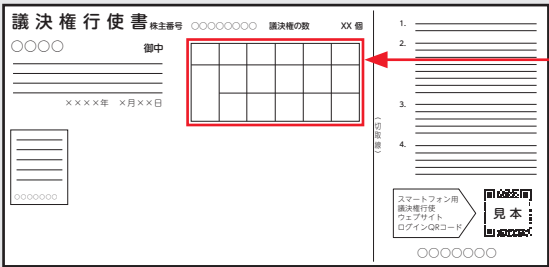
当行指定の議決権行使ウェブサイト  
▶<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>  
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。  
※詳細は次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

行使期限

2022年6月23日（木）  
午後5時10分までに入力

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

(議決権行使書イメージ)



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 倍  
御中  
××××年 ×月××日

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

右片の裏側にインターネットによる議決権行使に必要な、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案 第2号議案

賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

否認の場合 → 「否」の欄に○印

### 第3号議案

全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 → 「否」の欄に○印

一部の候補者を  
否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、  
否認する候補者の番号を  
ご記入ください。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

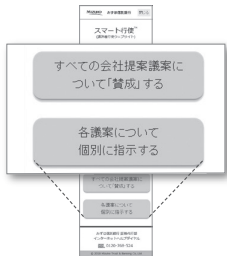
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

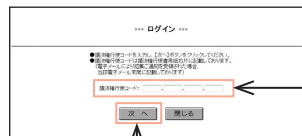
議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

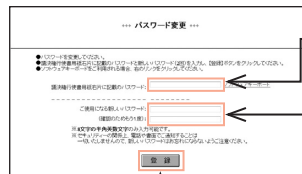
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

## 1. インターネットによる議決権行使について

### (1) 「スマート行使」による方法

- ・同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン<sup>\*1</sup>でお読み取りいただき、当行指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）及びパスワードのご入力は不要です）。
- ・「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。

議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記(2)の方法により再度ご行使いただく必要があります。

### (2) 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

当行指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏側に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (3) 議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主さまが変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (4) パスワードは、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。なお、パスワードを当行及び株主名簿管理人よりお尋ねすることはありません。
- (5) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

### （ご注意）

- ・議決権の行使期限は**2022年6月23日（木曜日）午後5時10分となっております**。行使期限内に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- ・議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は株主さまのご負担となります。
- ・インターネットによる議決権の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

## 2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）

※1 QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

# 添 付 書 類

## 第120期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

##### イ. 主要な事業内容

当行は、新潟県内を主要な営業基盤とし、本店のほか支店等において、預金業務及び貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険の販売業務等を行っております。

##### ロ. 金融経済環境

2021年度におけるわが国の経済を顧みますと、年度前半においては、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるなか、全体としては持ち直しの動きが続いたものの、生産の一部や個人消費に弱い動きがみられました。年度後半においては、個人消費に持ち直しの動きがみられるなど、厳しい状況が徐々に緩和されるなかで、全体としては持ち直しの動きがみられましたが、本年に入り、まん延防止等重点措置の影響により、個人消費の持ち直しに足踏みがみられるなど、年度末にかけて一部に弱さがみられました。

当行グループの主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるなか、持ち直しの動きがみられたものの、輸出や生産の一部で弱い動きが続くなど、年度末にかけて持ち直しの動きは鈍化しました。

市場動向につきましては、前年度末に29千円台であった日経平均株価は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響を受けつつも、自民党総裁選による新政権への期待から、一時、30千円台まで上昇しましたが、米国金融政策の早期利上げ観測やウクライナ情勢の緊迫化を受け、今年度末においては27千円台まで下落しました。前年度末に0.095%であった新発10年物国債利回りは、本年1月以降、資源価格をはじめとした商品価格が急騰し、世界的に高まる物価上昇圧力を背景に、今年度末においては0.220%まで上昇しました。

#### ハ. 事業の経過及び成果

本年3月10日、当行は創立80周年を迎えました。これもひとえに、これまでお力添えをいただいた皆さま方のあたたかいご支援の賜物と感謝申し上げます。この節目に役職員一同、決意を新たに、これまで以上に質の高いサービスを提供していくことで、地域社会・経済の活性化に尽くすとともに、より信頼され、愛される銀行を目指してまいります。

第120期における事業の経過及び成果は以下のとおりであり、2021年度より開始した第12次中期経営計画「Change for the Future～未来志向の究極のChange～」に基づき、徹底的に地域に密着する姿勢を貫くことを基本に、お客さまによりご満足いただくための様々な施策を実施してまいりました。



事業を営むお客さまに対しましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が長期化するなか、厳しい状況にある事業者に対し、資金繰り支援はもとより、個々の事業者の課題に応じた実効的な支援策を迅速かつ積極的に講じてまいりました。当行はこれからも、地域に根差した金融機関として金融仲介機能を発揮し、活力ある地域社会・経済の実現に向け、力強く支えてまいります。

このほかの取組みとして、昨年7月、「第2期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』」に基づいて内閣府が推進する「先導的人材マッチング事業」の間接補助事業者に採択され、必要とする人材のマッチングを通じ、地域の中堅・中小企業の成長と生産性向上の実現をサポートしてまいりました。また、同月、事業者が抱える経営課題の解決に向けた支援の強化を目的に、新潟国際情報大学と包括連携協定を締結しました。持続可能な社会の実現に向けた取組みとして推進しているSDGs私募債につきましては、2021年度は28社のお取引先企業から発行いただき、自治体や教育機関などへの寄付額は151万円となりました。

個人のお客さまに対しましては、働く世代を中心とする長期投資のニーズの高まりを受け、昨年10月より、対面とオンラインを融合させたハイブリッド型の投資一任サービス「たいこうNavi」の提供を開始いたしました。また、昨年11月には、高齢化の進展に伴う資産管理ニーズにお応えするため、外部専門家と提携し、「民事信託サービス」の取扱いを開始しました。

組織面では、昨年6月、第12次中期経営計画の重点施策の一つとして、営業部門の強化による顧客提供価値の向上や本部・営業店の一体化の促進、リスク管理態勢の強化などを目的に本部組織を改正し、営業本部及びその傘下の営業戦略部のほか、リスク統括部などを新設しました。

店舗面では、昨年7月に東京支店を同じ豊島区池袋の近隣ビルに移転しました。また、人的資源の創出とコンサルティング機能の強化に資する領域への再配分を目的に、店舗内店舗方式による営業拠点の集約を進め、2021年度はサテライト店4ヶ店（平和台支店、山ノ下支店、中沢支店、新津西支店）を近隣の母店内に移転しました。

他業態とのアライアンス（業務提携）として、多様化・高度化する資産運用ニーズに対応し、対面営業の高付加価値化と商品ラインアップの拡充を図るため、昨年5月、SBIマネープラザ株式会社との共同店舗「大光銀行SBIマネープラザ」を開設し、同時に、株式会社SBI証券と金融商品仲介サービスでの業務提携を開始しました。当行の経営基盤の強化につながるアライアンスにつきましては、今後も積極的に進めてまいります。

東京証券取引所の市場再編に伴う新市場区分の選択につきましては、当行はスタンダード市場への移行を選択し、本年4月4日より同市場に移行しました。日本国内のみで活動し、地域密着を徹底する当行にとり、スタンダード市場が最適と判断したものであり、ご理解いただくとともに、引き続きのご支援、ご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

当期の業績は、以下のとおりであります。

譲渡性預金を含めた預金等残高は、個人預金及び法人預金の増加により、前期比160億円増加の1兆4,439億円となりました。貸出金残高は、個人向け貸出を中心に増加し、前期比48億円増加の1兆864億円となりました。

経常収益は、国債等債券売却益の減少等によるその他業務収益の減少や株式等売却益の減少等によるその他経常収益の減少などにより、前期比9億2百万円減少の208億72百万円となりました。経常費用は、営業経費が減少したことや株式等売却損の減少等によりその他経常費用が減少したことなどにより、前期比9億32百万円減少の183億30百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比30百万円増加の25億42百万円となりました。当期純利益は、特別利益が増加したことなどにより、前期比4億77百万円増加の20億27百万円となりました。

## 二. 当行の対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進展に加え、超低金利環境の長期化や業種を超えた競合の激化など、一段と厳しさを増しております。また、新型コロナウイルス感染症により地域社会・経済が深刻な影響を受けるなか、地域金融機関は金融仲介業から総合サービス業への転換が求められております。

こうした諸課題に対処し、当行が地域金融機関として持続的に存在価値を高めていくためには、10年先、20年先の未来に亘って地域社会・経済の活性化に責任を持ち、地域やお客さまからの期待に対し、適切に応えていかなければならないと考えております。

このような考え方のもとで、当行は、2022年度に2年目を迎える第12次中期経営計画「Change for the Future～未来志向の究極のChange～」を着実に実践し、長期ビジョンの実現に向けたファイナルステージとして、また、次の10年につなげるステージとして、4つの改革（収益構造・コスト改革、ソリューション改革、業務運営改革、組織・人材改革）を成し遂げ、強固な経営体質を築き上げてまいります。

本年5月には、SBIグループと戦略的資本業務提携に関する合意書を締結いたしました。これによりオープン・イノベーションを促進し、地元企業の生産性向上と地域のお客さまの資産形成をこれまで以上に強力に支援することにより、地方創生および持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

併せて、お客さまから信頼いただき、安心してご利用いただくため、コンプライアンスの徹底やリスク管理の高度化に引き続き取り組んでまいります。

当行は、こうした取組みにより、地域に根差した金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

|               | 第117期<br>(2018年度) | 第118期<br>(2019年度) | 第119期<br>(2020年度) | 第120期<br>(2021年度) |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 預 金           | 1,306,647         | 1,322,569         | 1,425,165         | 1,405,150         |
| 定期性預金         | 765,890           | 736,859           | 717,418           | 693,823           |
| その他           | 540,757           | 585,710           | 707,747           | 711,326           |
| 貸 出 金         | 1,050,212         | 1,060,135         | 1,081,607         | 1,086,406         |
| 個人向け          | 318,411           | 329,171           | 340,307           | 352,619           |
| 中小企業向け        | 482,889           | 477,373           | 495,162           | 487,728           |
| その他           | 248,910           | 253,589           | 246,136           | 246,059           |
| 商品有価証券        | 0                 | —                 | —                 | —                 |
| 有 価 証 券       | 353,406           | 346,379           | 360,379           | 333,883           |
| 国 債           | 122,640           | 111,798           | 92,806            | 63,748            |
| その他           | 230,766           | 234,581           | 267,572           | 270,135           |
| 総 資 産         | 1,545,741         | 1,537,873         | 1,707,601         | 1,700,411         |
| 内 国 為 替 取 扱 高 | 3,987,690         | 4,015,642         | 3,755,625         | 3,856,551         |
| 外 国 為 替 取 扱 高 | 百万ドル<br>89        | 百万ドル<br>96        | 百万ドル<br>91        | 百万ドル<br>94        |
| 経 常 利 益       | 3,842             | 2,587             | 2,512             | 2,542             |
| 当 期 純 利 益     | 2,532             | 1,131             | 1,550             | 2,027             |
| 1株当たり当期純利益    | 266円97銭           | 119円04銭           | 163円69銭           | 214円89銭           |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 預金には、譲渡性預金（2018年度66,234百万円、2019年度40,443百万円、2020年度2,793百万円、2021年度38,827百万円）が含まれておりません。

## (参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

|                     | 第117期<br>(2018年度) | 第118期<br>(2019年度) | 第119期<br>(2020年度) | 第120期<br>(2021年度) |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 経 常 収 益             | 22,506            | 22,950            | 22,117            | 21,220            |
| 経 常 利 益             | 3,942             | 2,635             | 2,576             | 2,612             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 2,579             | 1,147             | 1,571             | 2,042             |
| 包 括 利 益             | △ 537             | △ 7,943           | 7,107             | △ 1,771           |
| 純 資 産 額             | 81,511            | 73,141            | 79,679            | 77,446            |
| 総 資 産               | 1,547,025         | 1,538,859         | 1,709,198         | 1,702,148         |

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

### (3) 使用人の状況

|             | 当 年 度 末 |
|-------------|---------|
| 使 用 人 数     | 852人    |
| 平 均 年 齢     | 42年 7月  |
| 平 均 勤 続 年 数 | 18年 0月  |
| 平 均 給 与 月 額 | 334千円   |

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ. 営業所数

|         | 当 年 度 末 |                |
|---------|---------|----------------|
| 新 潟 県   | 63店     | うち出張所<br>( - ) |
| 群 馬 県   | 1       | ( - )          |
| 埼 玉 県   | 5       | ( - )          |
| 東 京 都   | 1       | ( - )          |
| 神 奈 川 県 | 1       | ( - )          |
| 合 計     | 71      | ( - )          |

- (注) 1. 新潟県内63店舗には、店舗内店舗（ランチ・イン・ランチ）4店舗及びインターネット支店1店舗を含んでおります。  
なお、当年度においては、平和台支店が内野支店に、山ノ下支店が河渡支店に、中沢支店が長岡東支店に、新津西支店が新津支店に移転統合しております。  
2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を25か所に設置しております。  
なお、店舗外現金自動設備は、設置場所数（出張所数）をカウントしております。  
3. 当年度において、店舗外現金自動設備は、台町出張所（長岡市）ほか8か所を廃止いたしました。

ロ. 当年度新設営業所  
該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧  
該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況  
イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

|         |     |
|---------|-----|
| 設備投資の総額 | 445 |
|---------|-----|

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内 容      | 金 額 |
|----------|-----|
| ソフトウェア投資 | 99  |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

(年度末現在)

| 会 社 名              | 所 在 地                | 主要業務内容                             | 資本金        | 当行が有する<br>子会社等の<br>議決権比率 | その他 |
|--------------------|----------------------|------------------------------------|------------|--------------------------|-----|
| たいこうカード<br>株 式 会 社 | 新潟県長岡市城内町<br>二丁目2番地4 | クレジットカード業<br>務、金銭の貸付業務、<br>信用保証業務等 | 百万円<br>35  | %<br>45.16               | —   |
| 大光リース<br>株 式 会 社   | 新潟県長岡市城内町<br>二丁目2番地4 | 総合リース業務                            | 百万円<br>270 | %<br>5.00                | —   |

(注) 資本金は単位未満を、当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。

<重要な業務提携の概況>

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金・信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行の現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・振込みサービスを行っております。
7. 株式会社ローソン銀行との提携により、株式会社ローソン銀行の現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。
8. 株式会社イーネットとの提携により、株式会社イーネットの現金自動設備の利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。
9. 新潟県内に本店（本所）を置く地方銀行1行、信用金庫9金庫、信用組合9組合、系統農協24、労働金庫1金庫との提携により、口座振替による資金決済サービス（NBセンター代金回収サービス）を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員（取締役）の状況

（年度末現在）

| 氏名    | 地位及び担当                                                            | 重要な兼職                    | その他                      |
|-------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 古出哲彦  | 取締役会長（代表取締役）                                                      |                          |                          |
| 石田幸雄  | 取締役頭取（代表取締役）<br>監査部、総合企画部、<br>コスト削減・業務改革特命チーム担当                   |                          |                          |
| 俵木稔   | 常務取締役<br>リスク統括部、審査部、<br>総務部担当                                     |                          |                          |
| 川合昌一  | 常務取締役<br>営業本部長<br>営業戦略部、地域産業支援部、<br>リテール営業部、市場金融部担当               |                          |                          |
| 鈴木裕之  | 取締役<br>人事部長、<br>コスト削減・業務改革特命チーム部長<br>人事部、事務・システム統括部、<br>事務サポート部担当 |                          |                          |
| 西山克義  | 取締役<br>長岡地区本部長<br>本店営業部長、神田支店長、<br>千手支店長                          |                          |                          |
| 山口知康  | 取締役（監査等委員）                                                        |                          |                          |
| 細貝巖   | 取締役（監査等委員）<br>（社外取締役）                                             | 弁護士<br>（細貝法律事務所所長）       |                          |
| 渡辺隆   | 取締役（監査等委員）<br>（社外取締役）                                             |                          |                          |
| 坂井啓二  | 取締役（監査等委員）<br>（社外取締役）                                             | 公認会計士、税理士<br>（坂井会計事務所所長） | 財務・会計に関する知見<br>を有しております。 |
| 中村稚枝子 | 取締役（監査等委員）<br>（社外取締役）                                             |                          |                          |

- (注) 1. 取締役のうち、細貝巖氏、渡辺隆氏、坂井啓二氏及び中村稚枝子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役細貝巖氏、渡辺隆氏、坂井啓二氏及び中村稚枝子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員）山口知康氏を常勤の監査等委員に選定しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(参考) 当行は執行役員制度を採用しております。執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

| 氏名    | 地位及び担当                    |
|-------|---------------------------|
| 相場 実  | 執行役員 総合企画部長               |
| 高橋 義彦 | 執行役員 新潟地区本部長、新潟支店長、学校町支店長 |

## (2) 会社役員に対する報酬等

[役員報酬等の内容の決定に関する方針等]

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、取締役という。）の報酬等は、株主総会において承認された総額の範囲内で、透明性、公正性及び合理性の確保を目的に、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経て取締役会決議により決定しております。

取締役報酬等の決定方針は、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を経て、取締役会において決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しております。

取締役報酬等の決定方針に関する内容は次のとおりであります。

- ① 取締役の報酬は、(a)役割や責務に応じて月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）、(b)単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」及び(c)中長期的な企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識をより一層高めるための「株式報酬型ストックオプション」（変動報酬）をもって構成しております。
- ② 取締役の確定金額報酬の額及び各人の額については、役位別の役割や責務を勘案し決定しております。
- ③ 業績連動型報酬の報酬枠（年額）については、直前事業年度における当行単体の当期純利益を基準とし、各人の額は当行の経営環境や単年度の業績、役位等を勘案し決定しております。
- ④ 株式報酬型ストックオプションについては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額（ブラック・ショールズモデルにより算定）に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額としております。各人の額については、役位別に設定した標準額を基準として算定しております。
- ⑤ 取締役の報酬の構成割合は、役割や責務に応じた堅実な職務遂行を促す固定報酬と中長期的な業績や潜在的リスクを反映させるための変動報酬が、適切な水準となるよう設定しております。



⑥ 取締役の報酬及び各人の額については、取締役会の決定により、代表取締役頭取 石田幸雄へ再一任しております。当該再一任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の職務遂行状況の評価を行うには代表取締役頭取が最も適しているからであります。また、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会の審議及び答申を得ております。

監査等委員である取締役の報酬等の額及び各人の額については、株主総会において承認された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、中立性及び独立性を高めるため、月次で支給する「確定金額報酬」（固定報酬）のみとしております。

[当事業年度に係る報酬等の総額等]

(単位：百万円)

| 区 分                | 支給人数 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額       |         |                |
|--------------------|------|--------|------------------|---------|----------------|
|                    |      |        | 確定金額報酬<br>(固定報酬) | 業績連動型報酬 | 株式報酬型ストックオプション |
| 取締役<br>(監査等委員を除く。) | 8人   | 135    | 98               | —       | 36             |
| 取締役<br>(監査等委員)     | 7人   | 25     | 25               | —       | —              |
| 計                  | 15人  | 160    | 124              | —       | 36             |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与13百万円は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等には、当事業年度に係る株式報酬型ストックオプション36百万円が含まれております。なお、当事業年度に係る業績連動型報酬の支給予定はありません。
4. 2017年6月22日開催の第115回定時株主総会において決定した報酬限度額は、次のとおりであります。また、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は5名であります。
- (1) 確定金額報酬については、2017年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、月額13百万円以内（使用人分給与は含まれない）、監査等委員である取締役の報酬限度額（社外役員の報酬を含む）は、月額4百万円以内と決議いただいております。
- (2) 業績連動型報酬については、2017年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、当行単体の当期純利益を基準として、次の報酬枠としております。
- なお、当期純利益は成長に向けた投資や株主還元の出発点となる分かり易い指標であり、業績連動型報酬に係る指標として採用しております。

| 単体当期純利益水準    | 報酬枠   |
|--------------|-------|
| 5億円以下        | 0円    |
| 5億円超～10億円以下  | 16百万円 |
| 10億円超～15億円以下 | 22百万円 |
| 15億円超～20億円以下 | 28百万円 |
| 20億円超～25億円以下 | 34百万円 |
| 25億円超        | 40百万円 |

(3) 株式報酬型ストックオプションについては、2017年6月22日開催の第115回定時株主総会における決議に基づき、年額60百万円以内としております。

また、当行役員が保有している当行の新株予約権の状況については、「5. 当行の新株予約権等に関する事項」に記載しております。

### (3) 責任限定契約

| 氏名     | 責任限定契約の内容の概要                                                                                                   |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 細貝 巖   | 社外役員が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。 |
| 渡辺 隆   |                                                                                                                |
| 坂井 啓二  |                                                                                                                |
| 中村 稚枝子 |                                                                                                                |

### (4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

| 被保険者の範囲                                               | 役員等賠償責任保険契約の内容の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当行の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員、会社法上の重要な使用人、社外派遣役員、及び退任役員 | <p>当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。</p> <p>ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、填補限度額及び一定の免責金額等を設けるほか、被保険者による犯罪行為等に起因する損害賠償請求等は、填補の対象としないこととしております。</p> <p>なお、当該保険契約の保険料は株主代表訴訟特約部分については被保険者が負担しておりますが、それ以外については当行が負担しております。</p> |

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏名    | 兼職その他の状況                                     |
|-------|----------------------------------------------|
| 細貝 巖  | 弁護士（細貝法律事務所所長）<br>当行との間には貸出金等の取引があります。       |
| 坂井 啓二 | 公認会計士、税理士（坂井会計事務所所長）<br>当行との間に開示すべき関係はありません。 |

#### (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名     | 在任期間  | 取締役会及び監査等委員会への出席状況                    | 取締役会及び監査等委員会における発言その他の活動状況                                                              |
|--------|-------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 細貝 巖   | 7年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会14回及び監査等委員会13回全てに出席       | 主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。<br>豊富な経験と専門知識、高い法令遵守の精神に基づき、適切な助言・提言等を行っております。              |
| 渡辺 隆   | 5年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会14回及び監査等委員会13回全てに出席       | 主に一般顧客の観点から発言を行っております。<br>公共性・倫理性の高い報道機関出身者であり、また、会社経営者としての幅広い見識に基づき、適切な助言・提言等を行っております。 |
| 坂井 啓二  | 2年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会14回及び監査等委員会13回全てに出席       | 主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。<br>財務・会計・税務に精通しており、豊富な経験と専門知識に基づき、適切な助言・提言等を行っております。  |
| 中村 稚枝子 | 9ヶ月   | 当事業年度開催の取締役会11回のうち10回及び監査等委員会10回全てに出席 | 主に一般顧客の観点から発言を行っております。<br>長年にわたり新潟県の行政に携わり、幅広い知識と豊富な経験に基づき、適切な助言・提言等を行っております。           |

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

|        | 支給人数 | 銀行からの報酬等 | 確定金額報酬 | 業績連動型報酬 | 株式報酬型ストックオプション | 銀行の親会社等からの報酬等 |
|--------|------|----------|--------|---------|----------------|---------------|
| 報酬等の合計 | 5人   | 12       | 12     | —       | —              | 該当ありません       |

(注) 1. 支給人数には、2021年6月25日開催の第119回定時株主総会において任期満了により退任しました取締役（監査等委員）1名が含まれております。

2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

#### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4. 当行の株式に関する事項

|         |          |          |
|---------|----------|----------|
| (1) 株式数 | 発行可能株式総数 | 20,000千株 |
|         | 発行済株式の総数 | 9,671千株  |

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

|             |        |
|-------------|--------|
| (2) 当年度末株主数 | 3,661名 |
| (3) 大株主     |        |

| 株主の氏名又は名称                                                      | 当行への出資状況          |                   |
|----------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------|
|                                                                | 持株数等              | 持株比率              |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                        | 914 <sup>千株</sup> | 9.68 <sup>%</sup> |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口4）                                            | 564               | 5.97              |
| 大光従業員持株会                                                       | 304               | 3.22              |
| BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065 | 268               | 2.84              |
| 株式会社第四北越銀行                                                     | 224               | 2.37              |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                             | 214               | 2.26              |
| 日新火災海上保険株式会社                                                   | 148               | 1.57              |
| 株式会社東和銀行                                                       | 148               | 1.56              |
| 株式会社大東銀行                                                       | 142               | 1.50              |
| 明治安田生命保険相互会社                                                   | 139               | 1.47              |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式を除いて計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 当行は、自己株式を226千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

- (4) 役員保有株式  
 該当事項はありません。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

|                          | 新株予約権等の内容の概要                                                                                                         | 新株予約権等を有する者の人数 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 取締役<br>(監査等委員である取締役を除く。) | 1. 名称：株式会社大光銀行第1回新株予約権<br>2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 6,780株<br>3. 権利行使期間：2013年7月13日から2043年7月12日まで<br>4. 権利行使価額（1株当たり）：1円  | 2人             |
|                          | 1. 名称：株式会社大光銀行第2回新株予約権<br>2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 8,830株<br>3. 権利行使期間：2014年7月15日から2044年7月14日まで<br>4. 権利行使価額（1株当たり）：1円  | 2人             |
|                          | 1. 名称：株式会社大光銀行第3回新株予約権<br>2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 7,540株<br>3. 権利行使期間：2015年7月14日から2045年7月13日まで<br>4. 権利行使価額（1株当たり）：1円  | 2人             |
|                          | 1. 名称：株式会社大光銀行第4回新株予約権<br>2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 9,440株<br>3. 権利行使期間：2016年7月12日から2046年7月11日まで<br>4. 権利行使価額（1株当たり）：1円  | 2人             |
|                          | 1. 名称：株式会社大光銀行第5回新株予約権<br>2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 8,430株<br>3. 権利行使期間：2017年7月11日から2047年7月10日まで<br>4. 権利行使価額（1株当たり）：1円  | 3人             |
|                          | 1. 名称：株式会社大光銀行第6回新株予約権<br>2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 8,960株<br>3. 権利行使期間：2018年7月10日から2048年7月9日まで<br>4. 権利行使価額（1株当たり）：1円   | 3人             |
|                          | 1. 名称：株式会社大光銀行第7回新株予約権<br>2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 20,290株<br>3. 権利行使期間：2019年7月13日から2049年7月12日まで<br>4. 権利行使価額（1株当たり）：1円 | 4人             |
|                          | 1. 名称：株式会社大光銀行第8回新株予約権<br>2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 22,450株<br>3. 権利行使期間：2020年7月14日から2050年7月13日まで<br>4. 権利行使価額（1株当たり）：1円 | 4人             |
|                          | 1. 名称：株式会社大光銀行第9回新株予約権<br>2. 目的となる株式の種類及び数：普通株式 30,820株<br>3. 権利行使期間：2021年7月13日から2051年7月12日まで<br>4. 権利行使価額（1株当たり）：1円 | 6人             |
| 監査等委員である取締役              | —                                                                                                                    | —              |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等  
該当事項はありません。

## 6. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称                                         | 当該事業年度に係る報酬等 | その他                                                                                             |
|------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有限責任監査法人トーマツ<br>指定有限責任社員 松崎雅則<br>指定有限責任社員 石尾雅樹 | 46           | 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の概要、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。 |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行の会計監査人に対して、当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は46百万円であります。  
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

- (2) 責任限定契約

当行と責任限定契約は締結しておりません。

- (3) 補償契約

- イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

- ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

- (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会社都合の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行は当該方針は定めておりません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

当行は、業務の適正を確保する体制を整備するため、「内部統制の体制整備の基本方針」を取締役会の決議により定めております。その決議の内容及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

|                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> | <p><b>【決議の内容】</b><br/>                 当行の取締役は、「経営理念」及び「コンプライアンス基本方針（行動憲章）」の実現と確立に努め、誠実かつ率先垂範して法令等を遵守し、行内のコンプライアンス風土を醸成する。<br/>                 当行の取締役は、職務の執行にあたり、取締役が負う善良な管理者としての注意を払う義務及び忠実にその職務を行う義務を全うする。<br/>                 当行の取締役がコンプライアンスを率先垂範するため、「役員倫理規程」を定める。<br/>                 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、毅然たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除する。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b><br/>                 当行の取締役は、「役員倫理規程」に基づき、銀行経営の基盤である社会からの信用・信頼の確保と、当行の持続的発展のために、率先垂範して行動している。<br/>                 反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを「コンプライアンス基本方針（行動憲章）」において定めている。<br/>                 「経営理念」及び「コンプライアンス基本方針（行動憲章）」については、全部・店へのポスター掲示などにより全従業員に周知を図っている。</p> |
| <p>(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p>       | <p><b>【決議の内容】</b><br/>                 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会、監査等委員会その他経営に関する委員会等の議事録は、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」及び各委員会規程に基づき作成、保存及び管理する。<br/>                 また、行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」を定める。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b><br/>                 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録を始めとする各種議事録や各種起案書等の文書は、作成、保存、管理等の方法を定めた各種規程に基づき取り扱っている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p>           | <p><b>【決議の内容】</b><br/> 信用リスク、市場リスク等の各リスク毎のリスク管理方針及び統合的リスク管理方針を取締役会で決議し、各リスク管理方針に則ったリスク管理規程を策定した上でリスクの把握及び適切な管理を行うとともに、各リスクの管理状況を総合的に掌握する。<br/> また、経営に大きな影響を及ぼす流動性危機への対応として、「風評リスク・流動性危機管理規程」を定め、未然防止と流動性危機が発生した場合の体制を整備する。<br/> さらに、災害発生時の損害の回避と業務の継続性を確保するため、「災害対策規程」を定め、災害発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築する。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b><br/> リスク毎の管理方針及び統合的リスク管理方針を取締役会の決議により定めているほか、統合的リスク管理部署において、年度毎にリスク管理プログラムを策定し、中間期末及び期末にはその実施状況をチェックするなど、リスクの統合管理に努めている。また、それらのリスクを横断的に管理するため、定期的に経営委員会（信用リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会）を開催し、必要な協議を行っているほか、内部監査部門が各部署のリスク管理の適切性を監査している。さらに、大口融資案件その他重要審査案件等を審査する機関として融資審査会を設置し、融資の可否を決定している。<br/> 経営に大きな影響を及ぼす流動性危機への対応については、事態の重要度に応じて対策本部を設置するなど、適切な対応ができる体制となっている。<br/> 地震・津波・火災といった自然災害、停電・システム障害・通信障害・原発事故といった技術的災害を大規模災害として想定しており、緊急時に備えるため、各部・店に災害対策責任者等を置いているほか、災害の状況に応じて対策本部を設置するなど、適切な対応ができる体制となっている。また、必要に応じて訓練を実施している。</p> |
| <p>(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> | <p><b>【決議の内容】</b><br/> 経営に関する重要事項を協議する機関として常務会を設置し、取締役会が決定した経営の基本方針に基づき、経営に関する重要事項を協議し、迅速な意思決定と業務の執行を統制する。<br/> 当行の取締役及び使用人の職務の執行が円滑かつ効率的に行われるよう、「職務権限規程」及び「職務権限表」を定める。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b><br/> 常務会を原則週1回開催しており、取締役会で意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当行業務の執行について審議し、意思決定を行っている。<br/> 全役職員は「職務権限規程」及び「職務権限表」に基づき職務を遂行している。また、同規程、権限表については必要に応じ、適時見直しを行っている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |



|                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(5) 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> | <p><b>【決議の内容】</b><br/>         当行の使用人の法令等遵守について、「コンプライアンス基本方針（行動憲章）」並びに行動基準である「役職員行動規範」を定めるとともに、コンプライアンスに関する規程の整備を図り、組織体制として、コンプライアンスに係る課題を討議検討するコンプライアンス委員会を設置し、各本店にコンプライアンス責任者を配置し法令等遵守体制を確立する。<br/>         法令等遵守を実現するための具体的計画として、毎年度「コンプライアンスプログラム」を取締役会で決議し、実施状況を取締役会に報告する。<br/>         反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力等対応規程」を定め、統括部署を設置し、各部・店に不当要求防止責任者を配置するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に向けた行内体制を整備する。<br/>         職務執行に係る一定事項について、リーガル・チェックを行い適法性を確保する。<br/>         内部監査部門は、業務の健全性及び内部管理体制の適切性を確保すべく、「内部監査規程」を定め、内部監査を実施する。</p> |
|                                                 | <p><b>【運用状況の概要】</b><br/>         コンプライアンス委員会を毎月1回開催し、当行におけるコンプライアンスの状況・問題点等の把握及び報告、対応策の協議などを行っている。<br/>         年度毎に決議したコンプライアンスプログラムについては、その実施状況を半期毎に取締役会に報告している。<br/>         反社会的勢力との関係遮断に向け、「反社会的勢力等対応規程」に基づく対応を徹底しているほか、各種会議や研修等により従業員に対する教育を行っている。<br/>         「リーガル・チェック実施規程」において、リーガル・チェックの対象事項を定めており、対象事項の起案部及び統括部署が、その適法性を都度確認している。法務・税務にかかる経営上の問題については、顧問弁護士及び顧問税理士に照会し、専門的な見地からの指導を受けている。<br/>         内部監査部門は、監査計画に基づき本部各部（1年間に1回）及び全営業店（【現物監査】1年間に1回以上、【総合監査】2年間に1回以上）に対して年度内に監査を実施しており、その結果について取締役会に報告している。</p>        |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(6) 当行及び子会社・関連会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> | <p><b>【決議の内容】</b></p> <p>イ. 当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制<br/>         当行及び子会社・関連会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、子会社・関連会社管理の基本的事項について、「子会社・関連会社管理規程」を定め、子会社・関連会社の行う一定事項について、事前に当行に協議するものとし、また、株主総会及び取締役会の議事、決算状況、不祥事件の発生等について、報告を受けることとし、当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制を整える。</p> <p>ロ. 当行の子会社・関連会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制<br/>         「子会社・関連会社管理規程」に担当部が定期的に子会社・関連会社の経営状況を取締役に報告することを定める。</p> <p>ハ. 当行の子会社・関連会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制<br/>         当行と子会社・関連会社は常に密接な連携・協調関係の維持に努めるものとして、当行は子会社・関連会社が各々、独立した会社として自主性を保つよう配慮しながら、各社に対し適切な協力・支援を行う。</p> <p>二. 当行の子会社・関連会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制<br/>         「子会社・関連会社検査マニュアル」に基づき、当行の内部監査部門が子会社・関連会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し、その結果を取締役会へ報告する。</p> |
|                                                    | <p><b>【運用状況の概要】</b></p> <p>子会社・関連会社は、必要な事項について当行に都度協議又は報告を行っている。<br/>         当行は各社の自主性に配慮しながら、適切な協力・支援を行っている。<br/>         子会社・関連会社の経営状況については、半期毎に取締役会に報告がなされている。<br/>         当行の内部監査部門は、監査計画に基づき子会社・関連会社に対して原則年度内に1回の監査を実施しており、その結果について取締役会に報告している。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>(7) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項</p>        | <p><b>【決議の内容】</b></p> <p>当行の監査等委員会から職務を補助すべき使用人の配置を求められた場合には、必要とする人材と人数を協議し、適任者を配置する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                                                    | <p><b>【運用状況の概要】</b></p> <p>当行は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助する使用人2名を配置している。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(8) 当行の監査等委員会を補助する使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当行の監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p>         | <p><b>【決議の内容】</b><br/>         当行の監査等委員会を補助する使用人は、他の部署の役職員を兼務せず、監査等委員会以外の者から指揮命令を受けないこととし、その使用人の任命、人事異動等については、事前に監査等委員会の同意を求めなければならない。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b><br/>         監査等委員会を補助する使用人は、常勤の監査等委員と同室に常駐し、監査等委員会の指揮命令に従い業務を遂行している。<br/>         また、当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の人事考課については監査等委員会が行うほか、当該使用人の人事処遇については監査等委員会と人事部の協議により決定している。</p> |
| <p>(9) 当行の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当行の子会社・関連会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告をするための体制</p> | <p><b>【決議の内容】</b><br/>         法令等の違反行為、当行又は当行の子会社・関連会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法及び各業法に定める不祥事件並びにコンプライアンスヘルプラインの受付状況等について、当行の監査等委員会へ報告すべき旨及び報告の時期、方法を、当行及び子会社・関連会社のコンプライアンス・マニュアル等で定める。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b><br/>         監査等委員会への報告は、当行及び子会社・関連会社の規程等に基づき行われている。<br/>         コンプライアンスヘルプラインを利用して内部通報があった場合については、その窓口となる担当部署が監査等委員会に対し適時報告を行っている。</p>     |
| <p>(10) 当行の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p>                                      | <p><b>【決議の内容】</b><br/>         当行の監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な取扱いをすることを禁止する。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b><br/>         コンプライアンスヘルプラインの通報者に対しては、当該通報をしたことにより人事関係を含め不利益な取扱いをすることがない旨を当行及び子会社・関連会社の規程等に定めており、当該規程等に従った運用がなされている。<br/>         監査等委員会に直接報告を行った者についても、コンプライアンスヘルプラインによる報告に準じた取扱いを受けており、報告者は適切に保護されている。</p>                               |

|                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(11) 当行の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> | <p><b>【決議の内容】</b><br/>         当行の監査等委員が、その職務を執行するうえで生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を適切に処理する。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b><br/>         監査等委員が、その職務の執行について生じる費用について、銀行から前払い又は償還を受けることができる旨を「監査等委員会監査等基準」において定めている。当行は、当該請求に係る費用が、その職務の執行に必要と判断できる場合において、その請求に応じている。</p>                                                                                                             |
| <p>(12) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>                                                             | <p><b>【決議の内容】</b><br/>         当行の監査等委員会は、代表取締役頭取、会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。</p> <p><b>【運用状況の概要】</b><br/>         常勤の監査等委員と代表取締役頭取は、年4回の定期的な会合において意見交換を行い、当該監査等委員は、その内容を監査等委員会に報告している。<br/>         監査等委員会と会計監査人は、相互に監査概要等を説明し、意見交換をしているほか、監査等委員による会計監査人の監査への立会い、会計監査人から監査等委員会への定期的な監査結果の説明等を通じて、随時連携を図っている。<br/>         監査等委員会と内部監査部門は、定期的なミーティングの場を設けており、内部監査部門の監査結果及び監査等委員会の往査結果を相互に説明し、意見交換を行っている。</p> |

## 9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 12. その他

該当事項はありません。

# 第120期末 (2022年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目                 |  | 金 額       | 科 目                       |  | 金 額       |
|---------------------|--|-----------|---------------------------|--|-----------|
| (資 産 の 部)           |  |           | (負 債 の 部)                 |  |           |
| 現 金 預 け 金           |  | 237,742   | 預 金                       |  | 1,405,150 |
| 現 預 金               |  | 10,995    | 当 座 預 金                   |  | 65,060    |
| 預 け 金               |  | 226,746   | 普 通 預 金                   |  | 625,881   |
| 金 銭 の 信 託           |  | 7,920     | 貯 蓄 預 金                   |  | 8,957     |
| 有 価 証 券             |  | 333,883   | 通 知 預 金                   |  | 8,699     |
| 国 債                 |  | 63,748    | 定 額 預 金                   |  | 677,468   |
| 地 方 債               |  | 57,748    | そ の 他 の 預 金               |  | 16,053    |
| 社 債                 |  | 93,566    | 譲 渡 性 の 預 金               |  | 3,029     |
| 株 式                 |  | 7,145     | 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金     |  | 38,827    |
| そ の 他 の 証 券         |  | 111,674   | 借 借 入                     |  | 30,206    |
| 貸 出 金 形 付 付 越 替     |  | 1,086,406 | 外 国 為 替 替 替 債 等 用 益 金     |  | 138,000   |
| 割 引 手 貸 付 越 替       |  | 4,583     | 未 渡 外 国 為 替 債             |  | 138,000   |
| 手 形 貸 付 越 替         |  | 26,976    | そ の 他 の 負 税 等             |  | 22        |
| 証 書 貸 付 越 替         |  | 955,907   | 未 払 の 他 人 費 取 り 備 償 務 債 金 |  | 16        |
| 当 座 貸 付 越 替         |  | 98,939    | 未 前 払 受 取 預 填 債 務 債 金     |  | 6,928     |
| 外 国 為 替             |  | 2,230     | 従 給 員 補 入 去 の 負 債         |  | 260       |
| 外 国 他 店 預 け 替       |  | 482       | 業 付 一 入 去 の 負 債           |  | 448       |
| 取 立 外 国 為 替         |  | 1,747     | 賞 退 職 給 付 引 当 金           |  | 499       |
| そ の 他 の 資 産         |  | 14,973    | 睡 眠 預 金 損 失 引 当 金         |  | 51        |
| 前 払 費 用             |  | 283       | 偶 発 債 務 債 金               |  | 0         |
| 未 収 収 益             |  | 1,061     | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債   |  | 303       |
| 金 融 派 生 商 品         |  | 5         | 支 払 承 承                   |  | 129       |
| そ の 他 の 資 産         |  | 13,622    | 負 債 の 部 合 計               |  | 5,234     |
| 有 形 固 定 資 産         |  | 16,093    | (純 資 産 の 部)               |  | 621       |
| 建 物                 |  | 5,150     | 資 本 剰 余 金                 |  | 8         |
| 土 地                 |  | 10,251    | 資 本 剰 余 金                 |  | 385       |
| 一 般 資 産             |  | 253       | 利 益 剰 余 金                 |  | 128       |
| 建 設 仮 勘 定           |  | 4         | 利 益 剰 余 金                 |  | 1,655     |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 |  | 433       | そ の 他 の 利 益 剰 余 金         |  | 2,019     |
| 無 形 固 定 資 産         |  | 387       | 固 定 資 産 縮 積 立 金           |  | 1,623,970 |
| ソ フ ト ウ ェ ア         |  | 324       | 別 途 積 立 金                 |  | 10,000    |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定   |  | 2         | 繰 越 利 益 剰 余 金             |  | 8,208     |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 |  | 60        | 自 株 主 資 本 合 計             |  | 8,208     |
| 前 払 年 金 費 用         |  | 2,511     | そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |  | 54,377    |
| 繰 延 税 金 資 産         |  | 1,240     | 土 地 再 評 価 差 額 等           |  | 1,791     |
| 支 払 承 諾 見 返         |  | 2,019     | 新 株 予 約                   |  | 52,585    |
| 貸 倒 引 当 金           |  | △4,996    | 純 資 産 の 部 合 計             |  | 3         |
| 資 産 の 部 合 計         |  | 1,700,411 | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計     |  | 21,000    |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第120期 (2021年4月1日から  
2022年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 |    | 金      | 額      |
|-----|----|--------|--------|
| 経資  | 常運 | 15,208 | 20,872 |
| 貸有口 | 出証 | 11,216 |        |
| 預そ  | ル  | 3,713  |        |
| 役   | の  | 0      |        |
| 受そ  | 務  | 239    |        |
| そ   | 入  | 38     |        |
| 外国  | の  | 2,821  |        |
| 金   | の  | 612    |        |
| そ   | 国  | 2,209  |        |
| 償   | 債  | 1,055  |        |
| 株   | 融  | 26     |        |
| 金   | の  | 1,022  |        |
| そ   | 却  | 6      |        |
| 式   | の  | 1,786  |        |
| の   | 他  | 251    |        |
| 常   | 信  | 1,219  |        |
| 調   | の  | 66     |        |
| 達   | の  | 249    |        |
| 費   | 常  |        | 18,330 |
| 利   | 費  | 247    |        |
| 一   | 利  | 236    |        |
| 支   | 息  | 1      |        |
| 等   | 息  | 3      |        |
| 手   | 息  | 5      |        |
| 務   | 料  | 0      |        |
| 務   | 用  | 1,770  |        |
| 券   | 用  | 95     |        |
| 証   | 用  | 1,674  |        |
| 債   | 損  | 1,594  |        |
| 債   | 損  | 0      |        |
| 等   | 損  | 498    |        |
| 業   | 費  | 1,096  |        |
| 他   | 用  | 12,054 |        |
| 引   | 額  | 2,662  |        |
| 出   | 却  | 690    |        |
| 式   | 損  | 408    |        |
| の   | 却  | 1,423  |        |
| 常   | 用  | 12     |        |
| 別   | 費  | 128    |        |
| 資   | 益  |        | 2,542  |
| 付   | 益  | 0      | 460    |
| 産   | 益  | 460    |        |
| 産   | 損  | 44     | 246    |
| 期   | 失  | 202    |        |
| 税   | 失  |        | 2,756  |
| 引   | 益  | 595    |        |
| 人   | 税  | 133    |        |
| 前   | 額  |        | 729    |
| 住   | 計  |        | 2,027  |
| 当   | 益  |        |        |
| 民   | 計  |        |        |
| 等   | 益  |        |        |
| 純   | 計  |        |        |
| 利   | 益  |        |        |

第120期 (2021年4月1日から  
2022年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |       |          |         |       |           |        |         |        |       |         | 株主資本計 |
|-------------------------|---------|-------|----------|---------|-------|-----------|--------|---------|--------|-------|---------|-------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金 |           |        |         | 自己株式   | 株主資本計 |         |       |
|                         |         | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金  |        |         |        |       | 利益剰余金合計 |       |
|                         |         |       |          |         |       | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金  | 繰越利益剰余金 |        |       |         |       |
| 当 期 首 残 高               | 10,000  | 8,208 | -        | 8,208   | 1,791 | 3         | 21,000 | 30,195  | 52,990 | △553  | 70,645  |       |
| 当 期 変 動 額               |         |       |          |         |       |           |        |         |        |       |         |       |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |       |          |         |       |           |        | △471    | △471   |       | △471    |       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |         |       |          |         |       | △0        |        | 0       | -      |       | -       |       |
| 当 期 純 利 益               |         |       |          |         |       |           |        | 2,027   | 2,027  |       | 2,027   |       |
| 自己株式の取得                 |         |       |          |         |       |           |        |         |        | △0    | △0      |       |
| 自己株式の処分                 |         |       | △10      | △10     |       |           |        |         |        | 81    | 70      |       |
| 自己株式処分差損の振替             |         |       | 10       | 10      |       |           |        | △10     | △10    |       | -       |       |
| 土地再評価差額金の取崩             |         |       |          |         |       |           |        | △158    | △158   |       | △158    |       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |       |          |         |       |           |        |         |        |       |         |       |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -     | -        | -       | -     | △0        | -      | 1,387   | 1,387  | 80    | 1,467   |       |
| 当 期 末 残 高               | 10,000  | 8,208 | -        | 8,208   | 1,791 | 3         | 21,000 | 31,582  | 54,377 | △472  | 72,113  |       |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                    |                        |  | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|--------------------|------------------------|--|-----------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等<br>合 計 |  |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 5,123            | 2,733              | 7,856                  |  | 228       | 78,730    |
| 当 期 変 動 額               |                  |                    |                        |  |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                    |                        |  |           | △471      |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |                  |                    |                        |  |           | -         |
| 当 期 純 利 益               |                  |                    |                        |  |           | 2,027     |
| 自己株式の取得                 |                  |                    |                        |  |           | △0        |
| 自己株式の処分                 |                  |                    |                        |  |           | 70        |
| 自己株式処分差損の振替             |                  |                    |                        |  |           | -         |
| 土地再評価差額金の取崩             |                  |                    |                        |  |           | △158      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △3,882           | 158                | △3,723                 |  | △34       | △3,757    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △3,882           | 158                | △3,723                 |  | △34       | △2,290    |
| 当 期 末 残 高               | 1,241            | 2,891              | 4,132                  |  | 194       | 76,440    |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第120期末 (2022年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金 額              | 科 目                          | 金 額              |
|---------------------|------------------|------------------------------|------------------|
| (資 産 の 部)           |                  | (負 債 の 部)                    |                  |
| 現 金 預 け 金           | 237,742          | 預 金                          | 1,405,145        |
| 金 銭 の 信 託           | 7,920            | 譲 渡 性 預 金                    | 38,827           |
| 有 価 証 券             | 334,166          | 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金        | 30,206           |
| 貸 出 金               | 1,086,120        | 借 用 金                        | 138,000          |
| 外 国 為 替             | 2,230            | 外 国 為 替                      | 38               |
| そ の 他 資 産           | 16,689           | そ の 他 負 債                    | 7,636            |
| 有 形 固 定 資 産         | 16,094           | 賞 与 引 当 金                    | 625              |
| 建 物                 | 5,150            | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 31               |
| 土 地                 | 10,251           | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金        | 385              |
| リ ー ス 資 産           | 253              | 偶 発 損 失 引 当 金                | 128              |
| 建 設 仮 勘 定           | 4                | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債      | 1,655            |
| そ の 他 の 有 形 固 定 資 産 | 434              | 支 払 承 諾                      | 2,019            |
| 無 形 固 定 資 産         | 389              | <b>負 債 の 部 合 計</b>           | <b>1,624,701</b> |
| ソ フ ト ウ ェ ア         | 325              | (純 資 産 の 部)                  |                  |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定   | 2                | 資 本 金                        | 10,000           |
| そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 | 61               | 資 本 剰 余 金                    | 8,208            |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産   | 2,674            | 利 益 剰 余 金                    | 54,807           |
| 繰 延 税 金 資 産         | 1,232            | 自 己 株 式                      | △472             |
| 支 払 承 諾 見 返         | 2,019            | 株 主 資 本 合 計                  | 72,543           |
| 貸 倒 引 当 金           | △5,130           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 1,241            |
| <b>資 産 の 部 合 計</b>  | <b>1,702,148</b> | 土 地 再 評 価 差 額 金              | 2,891            |
|                     |                  | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | 115              |
|                     |                  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計    | 4,247            |
|                     |                  | 新 株 予 約 権                    | 194              |
|                     |                  | 非 支 配 株 主 持 分                | 460              |
|                     |                  | <b>純 資 産 の 部 合 計</b>         | <b>77,446</b>    |
|                     |                  | <b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b> | <b>1,702,148</b> |



第120期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目              | 金 額    | 金 額    |
|------------------|--------|--------|
| 経常収益             |        | 21,220 |
| 資金運用収益           | 15,227 |        |
| 貸出金利息            | 11,235 |        |
| 有価証券利息           | 3,713  |        |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 0      |        |
| 預け金利息            | 239    |        |
| その他の受入利息         | 39     |        |
| 役務の取引等収益         | 3,047  |        |
| その他の経常収益         | 1,159  |        |
| 償却の他の経常収益        | 1,786  |        |
| 償却の他の経常収益        | 251    |        |
| 償却の他の経常収益        | 1,535  |        |
| 経常費用             |        | 18,608 |
| 資金調達費用           | 247    |        |
| 預讓渡性預金利息         | 236    |        |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 1      |        |
| 債券の他の引支払利息       | 3      |        |
| その他の引支払利息        | 5      |        |
| その他の引支払利息        | 0      |        |
| 役務の取引等費用         | 1,911  |        |
| その他の経常費用         | 1,594  |        |
| 貸倒引当金の繰入額        | 12,170 |        |
| 償却の他の経常費用        | 2,684  |        |
| 償却の他の経常費用        | 709    |        |
| 償却の他の経常費用        | 1,974  |        |
| 経常利益             |        | 2,612  |
| 特別利益             |        | 460    |
| 固定資産処分益          | 0      |        |
| 退職給付制度改定益        | 460    |        |
| 特別損失             |        | 246    |
| 固定資産処分損失         | 44     |        |
| 減損損失             | 202    |        |
| 税金等調整前当期純利益      |        | 2,826  |
| 法人税、住民税及び事業税     | 604    |        |
| 法人税等調整額          | 147    |        |
| 当期純利益            |        | 752    |
| 当期純利益            |        | 2,074  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益  |        | 31     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益  |        | 2,042  |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第120期 (2021年4月1日から  
2022年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                                 | 株主資本   |       |        |      |        |
|---------------------------------|--------|-------|--------|------|--------|
|                                 | 資本金    | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                       | 10,000 | 8,208 | 53,414 | △553 | 71,069 |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額       |        |       | △9     |      | △9     |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高       | 10,000 | 8,208 | 53,405 | △553 | 71,060 |
| 当 期 変 動 額                       |        |       |        |      |        |
| 剰 余 金 の 配 当                     |        |       | △471   |      | △471   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         |        |       | 2,042  |      | 2,042  |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |        |       |        | △0   | △0     |
| 自 己 株 式 の 処 分                   |        | △10   |        | 81   | 70     |
| 自己株式処分差損の振替                     |        | 10    | △10    |      | -      |
| 土地再評価差額金の取崩                     |        |       | △158   |      | △158   |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |        |       |        |      |        |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | -      | -     | 1,402  | 80   | 1,483  |
| 当 期 末 残 高                       | 10,000 | 8,208 | 54,807 | △472 | 72,543 |

|                                 | その他の包括利益累計額          |              |                  |                       | 新株<br>予約権 | 非支配<br>株主持分 | 純資産<br>合計 |
|---------------------------------|----------------------|--------------|------------------|-----------------------|-----------|-------------|-----------|
|                                 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |           |             |           |
| 当 期 首 残 高                       | 5,123                | 2,733        | 78               | 7,935                 | 228       | 446         | 79,679    |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額       |                      |              |                  |                       |           | △16         | △25       |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高       | 5,123                | 2,733        | 78               | 7,935                 | 228       | 430         | 79,654    |
| 当 期 変 動 額                       |                      |              |                  |                       |           |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当                     |                      |              |                  |                       |           |             | △471      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益         |                      |              |                  |                       |           |             | 2,042     |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |                      |              |                  |                       |           |             | △0        |
| 自 己 株 式 の 処 分                   |                      |              |                  |                       |           |             | 70        |
| 自己株式処分差損の振替                     |                      |              |                  |                       |           |             | -         |
| 土地再評価差額金の取崩                     |                      |              |                  |                       |           |             | △158      |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | △3,882               | 158          | 36               | △3,687                | △34       | 30          | △3,691    |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | △3,882               | 158          | 36               | △3,687                | △34       | 30          | △2,207    |
| 当 期 末 残 高                       | 1,241                | 2,891        | 115              | 4,247                 | 194       | 460         | 77,446    |

独立監査人の監査報告書

株式会社 大光銀行  
取締役会 御中

2022年5月12日

有限責任監査法人 トーマツ 新潟事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 崎 雅 則

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 尾 雅 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大光銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

株式会社 大光銀行  
取締役会 御中

2022年5月12日

有限責任監査法人 トーマツ 新潟事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 崎 雅 則

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 尾 雅 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大光銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社・関連会社については、子会社・関連会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社・関連会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社 大光銀行 監査等委員会

監査等委員 山口 知 康 ㊞

監査等委員 細 貝 巖 ㊞

監査等委員 渡 辺 隆 ㊞

監査等委員 坂 井 啓 二 ㊞

監査等委員 中 村 稚 枝 子 ㊞

(注) 監査等委員細貝 巖、渡辺 隆、坂井啓二、中村稚枝子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当行は、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、永続的かつ安定的な配当の継続を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに経営環境を総合的に勘案したうえで、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金25円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、236,120,350円となります。

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は1株につき50円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款                                                                                                                                                                                  | 変更案                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 第1条～第16条（条文省略）<br><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示）</u><br>第17条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | 第1条～第16条（現行どおり）<br><br>(削除) |

| 現行定款                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="405 189 480 219">(新設)</p> <p data-bbox="142 586 508 616">第18条～第41条 (条文省略)</p> <p data-bbox="405 666 480 697">(新設)</p> | <p data-bbox="783 189 1010 219"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="768 228 1366 340">第17条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="828 349 1366 536">2. 当銀行は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="768 586 1161 616">第18条～第41条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1040 666 1100 697">附則</p> <p data-bbox="768 706 1366 1014">第1条 現行定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除および変更案第17条 (電子提供措置等) の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="828 1023 1366 1171">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="828 1180 1366 1332">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当行では、取締役の選解任等に関する重要な事項の検討にあたり、社外取締役の適切な関与と助言を得る機会を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的に、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役候補者の選定にあたりましては、同委員会における審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき点はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                     | 現在の当行における地位  |
|-------|------------------------|--------------|
| ①     | 再任<br>こいでつひこ<br>古出哲彦   | 取締役会長（代表取締役） |
| ②     | 再任<br>いしだゆきお<br>石田幸雄   | 取締役頭取（代表取締役） |
| ③     | 再任<br>かわいしょういち<br>川合昌一 | 常務取締役        |
| ④     | 再任<br>すずきひろゆき<br>鈴木裕之  | 取締役          |
| ⑤     | 再任<br>にしやまかつよし<br>西山克義 | 取締役          |
| ⑥     | 新任<br>あいばみのる<br>相場実    | 執行役員         |

| 候補者番号                                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                                        | 略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当行の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ①                                                                                                                                                                  | こ いで てつ ひこ<br>古 出 哲 彦<br>(1947年1月18日生)<br><b>再任</b> | 1970年4月 大蔵省入省<br>1994年7月 国税庁長官官房総務課長<br>1995年5月 福岡国税局長<br>1997年7月 総務庁人事局次長<br>1999年7月 水資源開発公団理事<br>2002年6月 株式会社紀陽銀行 常務取締役<br>2005年6月 株式会社紀陽銀行 専務取締役<br>2009年5月 当行顧問<br>2009年6月 当行取締役副頭取 統括並びに監査部担当<br>2009年10月 当行取締役頭取 監査部担当<br>2019年6月 当行取締役会長 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                           | 11,400株    |
| <p>■取締役候補者とした理由<br/>2009年6月より取締役副頭取に就任、同年10月より取締役頭取、2019年6月より取締役会長を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といいたしました。</p>      |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |
| ②                                                                                                                                                                  | い し だ ゆ き お<br>石 田 幸 雄<br>(1954年1月2日生)<br><b>再任</b> | 1976年4月 当行入行<br>2003年8月 当行業務監査部業務監査室長<br>2005年6月 当行総合企画部企画広報課長兼<br>コンプライアンス室長<br>2006年6月 当行総合企画部副部長<br>2008年7月 当行大宮支店長<br>2009年6月 当行総合企画部長<br>2011年6月 当行取締役総合企画部長<br>2013年6月 当行常務取締役 総合企画部、経営管理部担当<br>2014年6月 当行常務取締役 総合企画部、人事部担当<br>2015年6月 当行常務取締役 総合企画部、経営管理部、人事部担当<br>2016年6月 当行専務取締役 総合企画部、経営管理部、人事部担当<br>2017年6月 当行専務取締役関東地区本部長 総合企画部、経営管理部、人事部、総務部担当<br>2019年6月 当行取締役頭取 監査部、人事部担当<br>2021年1月 当行取締役頭取 監査部、人事部、コスト削減特命チーム担当<br>2021年6月 当行取締役頭取 監査部、総合企画部、コスト削減特命チーム担当<br>2022年1月 当行取締役頭取 監査部、総合企画部、コスト削減・業務改革特命チーム担当 (現任) | 7,900株     |
| <p>■取締役候補者とした理由<br/>大宮支店長、総合企画部長等を歴任したほか、2011年6月より取締役に就任、2019年6月より取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といいたしました。</p> |                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                                         | 略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当行の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ③                                                                                                                                                                                | かわ い しょう いち<br>川 合 昌 一<br>(1961年8月31日生)<br><b>再任</b> | 1993年3月 当行入行<br>2011年6月 当行桶川支店長<br>2013年2月 当行審査部副部長<br>2014年6月 当行審査部長<br>2017年6月 当行執行役員審査部長<br>2019年6月 当行取締役関東地区本部長<br>審査部、総務部、事務・システム統括部、<br>事務サポート部担当<br>2021年6月 当行常務取締役営業本部長<br>営業戦略部、地域産業支援部、<br>リテール営業部、市場金融部担当（現任）                                                                                                                                | 900株       |
| <p>■取締役候補者とした理由</p> <p>桶川支店長、審査部長等を歴任したほか、2017年6月より執行役員に就任、2019年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者としていたしました。</p>              |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |
| ④                                                                                                                                                                                | すず き ひろ ゆき<br>鈴 木 裕 之<br>(1962年3月2日生)<br><b>再任</b>   | 1984年4月 当行入行<br>2008年7月 当行営業統括部営業企画グループマネージャー<br>2011年6月 当行営業統括部副部長<br>2013年6月 当行総合企画部長<br>2016年6月 当行新発田支店長<br>2018年6月 当行執行役員監査部長<br>2020年6月 当行執行役員人事部長<br>2021年1月 当行執行役員人事部長兼女性活躍推進室兼<br>コスト削減特命チーム部長<br>2021年6月 当行取締役人事部長兼コスト削減特命チーム部長<br>人事部、事務・システム統括部、<br>事務サポート部担当<br>2022年1月 当行取締役人事部長兼コスト削減・業務改革特命<br>チーム部長<br>人事部、事務・システム統括部、<br>事務サポート部担当（現任） | 700株       |
| <p>■取締役候補者とした理由</p> <p>総合企画部長、新発田支店長、監査部長、人事部長等を歴任したほか、2018年6月より執行役員に就任、2021年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者としていたしました。</p> |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号                                                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                                         | 略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                            | 所有する当行の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ⑤                                                                                                                                                                                               | にし やま かつ よし<br>西 山 克 義<br>(1963年5月26日生)<br><b>再任</b> | 1987年4月 当行入行<br>2009年6月 当行鴻巣支店長<br>2011年2月 当行大形支店長<br>2013年6月 当行柏崎支店長<br>2015年6月 当行川口支店長<br>2017年6月 当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長<br>2019年6月 当行執行役員新潟地区本部長兼新潟支店長<br>2021年6月 当行取締役長岡地区本部長兼本店営業部長兼神田支店長兼千手支店長(現任) | 600株       |
| <p>■取締役候補者とした理由<br/>         鴻巣支店長、大形支店長、柏崎支店長、川口支店長、東京支店長、新潟支店長等を歴任したほか、2019年6月より執行役員に就任、2021年6月より取締役に務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。</p> |                                                      |                                                                                                                                                                                                       |            |
| ⑥                                                                                                                                                                                               | あい ば みのる<br>相 場 実<br>(1962年9月10日生)<br><b>新任</b>      | 1986年4月 当行入行<br>2009年6月 当行融資企画部融資企画グループマネージャー<br>2011年6月 当行経営管理部主計グループマネージャー<br>2013年5月 当行経営管理部副部長<br>2014年6月 当行経営管理部長<br>2019年6月 当行執行役員経営管理部長<br>2021年6月 当行執行役員総合企画部長(現任)                            | 一株         |
| <p>■取締役候補者とした理由<br/>         経営管理部長、総合企画部長等を歴任したほか、2019年6月より執行役員を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していることから、取締役候補者いたしました。</p>                                                             |                                                      |                                                                                                                                                                                                       |            |

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 各候補者の所有する当行の株式数は、2022年3月31日現在の株式の数を記載しております。



(ご参考)

各取締役候補者及び監査等委員である取締役の経験分野・専門分野は、以下のとおりであります。

| 氏 名                |        |    | 経験分野・専門分野    |           |          |    |    |          |          |    |          |          |    |
|--------------------|--------|----|--------------|-----------|----------|----|----|----------|----------|----|----------|----------|----|
|                    |        |    | 経営企画<br>経営戦略 | リスク<br>管理 | 人事<br>管理 | 営業 | 審査 | 市場<br>運用 | シス<br>テム | 行政 | 企業<br>経営 | 財務<br>会計 | 法律 |
| 取締役<br>(監査等委員を除く。) | 古出 哲彦  | 再任 | ●            | ●         |          |    |    |          |          | ●  | ●        |          |    |
|                    | 石田 幸雄  | 再任 | ●            | ●         | ●        |    |    |          |          |    |          |          |    |
|                    | 川合 昌一  | 再任 |              |           |          | ●  | ●  | ●        | ●        |    |          |          |    |
|                    | 鈴木 裕之  | 再任 | ●            | ●         | ●        |    |    | ●        |          |    |          |          |    |
|                    | 西山 克義  | 再任 |              |           |          | ●  |    |          |          |    |          |          |    |
|                    | 相場 実   | 新任 | ●            | ●         |          |    | ●  |          |          |    |          |          |    |
| 取締役<br>(監査等委員)     | 山口 知康  |    |              | ●         | ●        | ●  |    |          |          |    |          |          |    |
|                    | 細貝 巖   | 社外 |              |           |          |    |    |          |          |    |          | ●        |    |
|                    | 渡辺 隆   | 社外 |              |           |          |    |    |          |          | ●  |          |          |    |
|                    | 坂井 啓二  | 社外 |              |           |          |    |    |          |          |    | ●        |          |    |
|                    | 中村 稚枝子 | 社外 |              |           |          |    |    |          |          |    |          |          | ●  |

※ 上記一覧表は、各取締役候補者及び監査等委員である取締役が有する全ての知見を表すものではありません。

※ 社外取締役については、特に期待する専門分野を記載しております。

以 上

メモ欄

A series of horizontal dashed lines providing a space for taking notes.

メモ欄

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 株主総会会場ご案内図



### 場所

新潟県長岡市大手通一丁目5番地6  
電話 (0258) 36-4111

当行本店 3階大会議室

### 交通

JR長岡駅 **大手口** より 徒歩約3分

お願い

- ・新型コロナウイルス感染症への感染懸念が続いている状況を踏まえ、株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスクの着用などの対策をお願い申し上げます。
- ・公共交通機関をご利用いただき、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。